

会 議 録 目 次

令和4年第2回海田町議会定例会（第4日目）

令和4年3月14日（月）午前9時00分 開議

日程第1	第11号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第2	第12号議案	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第3	第13号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第4	第14号議案	会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第5	第15号議案	海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第6	第16号議案	海田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第7	第17号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第8	第18号議案	令和4年度海田町一般会計予算……………	4
日程第9	第19号議案	令和4年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	4
日程第10	第20号議案	令和4年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	4
日程第11	第21号議案	令和4年度海田町介護保険特別会計予算……………	4
日程第12	第22号議案	令和4年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	4
日程第13	第23号議案	令和4年度海田町水道事業会計予算……………	4
		(閉 会)……………	14

令和4年第2回海田町議会定例会

会議録(第4号)

1. 招集年月日 令和4年3月1日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開 議 3月14日(月)9時00分宣告(第4日)

4. 応招議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員
なし

6. 出席議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	今岡寛之
教育	長	佐々木智彦
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	森川雅枝
建設部	長	久保田誠司
教育次	長	森山真文
下水道担当参事		龍岩広幸
建設部次	長	門前誠司
企画課	長	藤原靖
魅力づくり推進課	長	脇本健二郎
財政課	長	吉本真人
総務課	長	中村修介
税務課	長	松井良哲
防災課	長	宮垣将司
デジタル推進課	長	下野武士
町民生活課	長	水川綾子
住民課	長	近森茂
社会福祉課	長	杉本幸穂
こども課	長	新藤正敏
長寿保険課	長	岩本宏美
保健センター	所長	森原知美
上下水道課	長	木村生栄
建設部付課	長	早稲田誠

(地方公営企業法適用化担当)

会 計 管 理 者	中 川 修 治
生 涯 学 習 課 長	中 下 義 博
新 庁 舎 整 備 室 長	山 田 長 秀
環 境 セ ン タ ー 所 長	谷 川 雅 彦
建 設 課 主 幹	矢 熊 健 治



9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	倉 本 勇 登
主 査	水 野 啓 太
主 任	辻 千 奈 美



10. 議 事 日 程

- 日程第 1 第11号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 第12号議案 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 第13号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 第14号議案 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 第15号議案 海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 第16号議案 海田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 第17号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 第18号議案 令和 4 年度海田町一般会計予算
- 日程第 9 第19号議案 令和 4 年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 第20号議案 令和 4 年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 第21号議案 令和 4 年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第12 第22号議案 令和 4 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 第23号議案 令和 4 年度海田町水道事業会計予算

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第11号議案について採決を行います。お諮りいたします。第11号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決をされました。

続いて、第12号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第12号議案について採決を行います。お諮りいたします。第12号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決をされました。

続いて、第13号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第13号議案について採決を行います。お諮りいたします。第13号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決をされました。

続いて、第14号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第14号議案について採決を行います。お諮りいたします。第14号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案、海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第15号議案について採決を行います。お諮りいたします。第15号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、海田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第16号議案について採決を行います。お諮りいたします。第16号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。討論があるようなので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第17号議案、国保税の引上げの条例に反対討論を行います。第17号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について反対をいたします。

以下、理由を述べます。平成30年度から国民健康保険制度が変わりました。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の成立、これは平成27年5月27日より、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変わりました。都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営における中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指すとして強行しました。令和3年度は12万2,518円から、これが1人当たり、令和4年度は5,413円基金を充当しても1人当たり12万9,022円となり、6,504円引き上げる条例だからでございます。この国民健康保険税は全国どこでも高すぎる国民健康保険税と後期高齢者保険料や介護保険料金に住民が悲鳴を上げております。高過ぎる国保税は住民の暮らしを苦しめているだけでなく、医療や介護の根幹を揺るがしています。言い換えれば、命と暮らしに直撃をしております。全国知事会、全国市町会、全国町村会は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造的な問題だとし、国保を維持可能とするためには、被保険者、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しております。また、日本医師会などの医療機関も国民健康保険制度を守るために、低所得者の保険料を引き下げ、保険証の取上げをやめるよう求めております。国に対して国庫負担の増額を求められて、加入者の負担軽減を図ることを強く、声を大にして反対討論といたします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。下岡議員。

○9番（下岡）9番、下岡です。第17号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論いたします。

急速な高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加に対応して、国民皆保険を維持するために、国の指導の下に平成30年度から府県が市町村国民健康保険の財政運営の責任主体となる制度改革、県単位化が進行中であります。令和6年度からは県内どこの市町に住もうとも同一の保険料体系が適用され、当町の検討課題であった応能負担部分での資産割が解消され、所得割に一本化されるなどの課税の公平性が確保されます。6年の移行期間においては個人負担の急激な上昇を避けるために、広島県と海田町の2段階で激変緩和措置が講じられております。令和4年度は県単位化5年目に当たりますが、着実に既

定方針を進めるほか、選択肢はございません。よって、本条例案に賛成いたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第17号議案について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、令和4年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案どおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第18号議案について採決を行います。お諮りいたします。第18号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第19号議案について採決を行います。お諮りいたします。第19号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案、令和4年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

か。討論があるようなので討論を行います。まず、反対討論。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。第20号議案、令和4年度海田町国民健康保険特別会計予算に反対なので、反対討論をいたします。

先ほど、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定で、令和4年度は6,504円引き上げて、1人当たり12万9,022円となるからです。審議した内容から見て、令和3年度は12万2,518円を令和4年度の県の試算では13万4,435円となり、令和4年度は1万1,917円引上げの試算で納付金を求めてきました。令和4年2月21日の例月監査の結果を見ても、基金を全部取り崩し、令和5年度、6年度には急激な引上げとなり、基金は0円となっております。決算で今年度の受診抑制分の僅かしか残らないこととなります。国保基金全額取り崩すこととなり、1億2,837万9,000円を試算すると、5,413円取り崩して、基金を充てても6,504円増となります。国保制度はだんだん悪くなり、これまで1984年の国保法改悪で国保への国庫負担率を医療費の45パーセントから38.5パーセントに削減し、その後も、事務費や保険料軽減措置などへの国の財政支出を介し、削減をしてきました。その結果、市町村国保の総収入に占める国庫支出は1984年度は49.8パーセントから、2005年度は30.4パーセントに減っています。同時期に1人当たりの国保税は3万9,000円から一気に上がって8万円、2倍以上となりました。まさに国庫負担の削減と表裏一体で、保険料、保険税の高騰が進んでおります。1989年、平成元年4月1日に日本で初めて消費税が導入されました。消費税分を社会保障に全部充てるとして導入いたしました。約7割から8割は大企業の減税に当てられております。消費税創設時、1989年は、平成元年ですが、4月1日は3パーセント、1997年、平成9年ですが、4月1月から5パーセント、これは国が4パーセント、地方が1パーセントに振り分けられております。2014年、平成26年4月1日から8パーセント、国が6.3パーセント、地方が1.7パーセント、2019年、令和元年10月1日から標準税率10パーセントから、国が7.8パーセント、地方が2.2パーセント、このように地方に一定程度は回っておりますが、大企業や富裕層に大盤振る舞いをし、庶民には冷たい政治の表れです。アベノミクスも同様、格差社会を拡大し、庶民には冷たい政治の典型的な国の仕組みの中の予算編成しかできない仕組みとなっております。以上の理由を申し上げ、反対討論といたします。以上です。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。下岡議員。

○9番（下岡）9番、下岡です。第20号議案、令和4年度国民健康保険特別会計予算に賛

成の立場から討論いたします。

令和6年度よりの県内統一保険料の適用に向けて、令和4年度は移行期間の終盤に差しかかっておりますが、県の激変緩和措置の充当財源が減少し、その効果は被保険者1人当たり882円と限定的であります。令和6年度の県単位化の完成に向け、被保険者負担の大幅増を迫られる中、海田町は国民健康保険税基金1億2,800万のうち2,100万を取り崩し、1人当たり5,413円に充当するなど激変緩和に最大限努力されております。被保険者1人当たり前年比6,504円、5.31パーセント増に対する評価は分かれるかもしれませんが、市町ごとの医療費水準が反映されない中で、受け入れるほかない予算でございます。よって、本予算案に賛成いたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第20号議案について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案、令和4年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案どおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第21号議案について採決を行います。お諮りいたします。第21号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案、令和4年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。討論のあるようなので、これから討論を行います。まず、反対討論から。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。第22号議案、令和4年度海田町後期高齢者医療特別会計に反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、2008年、平成20年4月から老人保健制度が廃止になり、新たな医療制度である後期高齢者医療制度が始まりました。令和4年度で14年目に当たります。反対の主な理由は、令和4年度後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の方で医療窓口負担を現在の1割負担と3割負担を今年10月から2割負担する提案です。それは一定以上の所得のある方が2割負担するよう変わる提案だからでございます。そして、コロナ関連の各種給付金も所得に換算をされます。海田町で約2割の方が該当する。令和4年度の予算委員会資料では3,790人とし、その20パーセントが該当することになれば約760人前後となり、海田町は所得が高い町ですから、未知数ですが、約800人前後は該当することになります。また、最高限度額2万円引き上げる提案で66万円となります。平成20年度から始めたときは限度額50万円でしたが、令和4年度では2万円引き上げ、66万円となり、15年間で16万円引き上げたこととなります。県は、剰余金100億円のうち90億円を活用して、増加抑制をしております。しかし、現役並の所得がある被保険者は窓口で2割負担が加わることによって、均等割、マイナス611円と所得割、マイナス0.17引き下げて1人当たりの賦課額はマイナス1,221円引き下げておりますが、全体の後期高齢者医療制度の改悪となり認めることはできません。併せて、これまであった特別軽減制度も均等割を8割、8.5割、5割、2割軽減も廃止し、軽減制度は標準制度の7割、5割、3割に戻しております。もともと旧老人保健制度から75歳以上の年齢を定めて、75歳以上の方全員を後期高齢者医療連合会制度に変えたのが制度的に大きな問題です。特別会計広域連合会の制度の高齢者は1割と、若年者は4割と分担ルールを決めたのが大きな問題です。残りの5割は国、県、市、町の公費負担です。だから、幾ら消費税を社会保障に回すとしても、全体の1割は後期高齢者が払うように法で定めているから、医療費が上がれば上がるほど公費負担は関係なく、1割は負担をする制度です。以上の点を述べて反対討論といたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。下岡議員。

○9番（下岡）9番、下岡です。第22号議案、令和4年度後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場から討論いたします。

本年度以降、団塊の世代が後期高齢者になり始め、医療費の増大が見込まれます。その負担については、保険料の約5割が公費負担、約4割が現役世代からの支援金、約1

割が加入者の保険料となっております。公費の相当部分も税金として現役世代が担っており、世代人口、給与は伸びない現役世代に増大する後期高齢者医療費で過大な負担をかけるのは適切ではありません。受益者負担の原則に従って、後期高齢者が窓口負担の増加という形で一部を引き受けることは妥当であります。令和4年10月から一定以上の所得がある加入者の窓口負担が1割から2割に引き上げられる内容が本予算に含まれておりますが、世代間の公平性を確保する観点で適切であります。今回の負担増対象者は被保険者の約2割と、一部の人に負担増を押しつけることには大変心苦しいものがありますけれども、一定期間、負担増を抑える配慮もなされております。所得水準で1割と3割の間に2割負担を設定することは長期的視点から見て合理的であります。よって、本予算案に賛成いたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第22号議案について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案、令和4年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決するものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第23号議案について採決を行います。お諮りいたします。第23号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第23号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。この際、慣例により、海田町議会議員互助会表彰式を行います。事務局長。

○議会事務局長（倉本）それでは、まず海田町議会議員互助会の永年表彰でございます。

お名前をお呼びいたしますので前へお願いいたします。勤続10年表彰でございます。兼山益大議員。

○議長（桑原）表彰状、兼山益大殿。あなたは海田町議会議員として、永年地方自治の発展伸長に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。令和4年3月14日、海田町議会議員互助会会長桑原公治、おめでとうございます。

○議会事務局長（倉本）続きまして、金婚祝い金の贈呈でございます。崎本広美議員。

○議長（桑原）おめでとうございます。

以上で表彰式を終わります。

この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和4年第2回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、先ほど表彰を受けられました方々に心からお祝いを申し上げます。誠にありがとうございます。

次に、税条例の専決処分についてでございますが、今国会に地方税法等の一部を改正する法律案が提示されております。この法律案が成立しますと、課税事務上、必要がございますので、関係条例を専決処分させていただく予定としております。

続きまして、3月1日から開会のこの定例会におきましては、提出させていただきました議案について、いずれも原案のとおり議決をいただき、厚く御礼を申し上げます。審議の過程におきまして、皆様から賜りました御意見や御要望は、新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重し、住民サービスの向上につなげるよう努めてまいります。これからも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（桑原）閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会は令和4年度予算をはじめ、多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でございます。議員各位におかれましては、去る3月1日から本日まで慎重かつ熱心に審議をいただき、この御精励に対し、深く敬意を表すものでございます。また、執行部におかれましては誠意を持って議会に臨んでいただいたこと、深く感謝を申し上げたいと思います。全議案が妥当な結論を得ましたことは、本町のために誠に喜ばしいことでございます。審議の経過において各議員から述べられました意見や要望が十分反映されますよう、特段の配慮を払われまして、町政発展のため一層努力されることをお願いを

申し上げます。

最後に、なお、いまだに続くロシアのウクライナへの軍事侵攻について、連日、衝撃的な映像なども報じられておりますが、ニュースが流れるたびに心を痛め、また、不安や恐怖にかられています。核兵器廃絶と平和を願い、本定例会において我々議会はロシアの軍事侵攻に対し抗議する決議を行いました。翌日には議長名で在日ロシア連邦大使館に抗議文を送付いたしました。一日も早くこの事態が平和に解決をし、世界中の人々が戦争の恐怖から解放されることを願うとともに、これまで犠牲となられた方々に哀悼の意を表したいと思っております。この際、犠牲となられた方々に黙とうをさせていただきたいと思っております。皆さん御起立ください。黙とう。

(黙とう)

○議長（桑原）黙とうを終わります。御着席ください。

以上で、本日の会議を閉じます。

これにて、令和4年第2回海田町議会定例会を閉会といたします。皆さん大変御苦労様でした。

午前9時42分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員